

組合等情報ツール整備支援事業のご案内

中央会では、会員組合を対象に令和7年度組合等情報ツール整備支援事業の実施組合を募集します。

本事業は、会員組合が行うホームページの新規開設やリニューアル、機能拡大・充実等の情報ツールの整備に対して支援を行います。

1. 事業内容

会員組合及び組合員企業が保有する製品・商品、技術、サービス等を積極的に情報発信することを目的として、ホームページの新規開設やリニューアル、機能拡大・充実を図る会員組合に対して、その費用の一部を助成します。

【具体的な取組例】

①ブランドPR ページ作成

組合ブランドの地域団体商標登録を目指すためHP内にブランドPRページを作成。情報の発信力を強化し認知度向上を図る。

【実施した効果】

- ・組合事業、取組のPRができるようになった。
- ・組合ブランドの認知度・信頼度が向上し、商標の登録につながった。

②組合オリジナル商品の販売サイトの構築

組合製品の販売力強化のためにECサイトを構築

【実施した効果】

- ・組合製品の売上向上につながった。
- ・組合製品の認知度向上から組合員の取扱商品の売上向上にもつながった



2. 補助対象者

中央会会員組合

3. 補助対象組合等の要件

- ①事業及び組織運営が適切に行われていること。
- ②実施年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を受けていないこと。

4. 補助金額、募集組合数及び補助対象経費

(1) 補助金額

事業費 225,000 円（内 150,000 円補助、75,000 円組合負担）

(2) 募集組合数 2 組合

(3) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

データベースプログラム作成費

5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、課題把握の的確性、事業実施の必要性、事業計画の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について総合評価のうえ補助対象組合を決定します。

※本事業では、事業の実施にあたり計画した指標項目(成果内容)が、成果が期待できる内容であるか、また達成に向けた取組が考慮されているかも評価対象になります。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和8年3月15日まで

7. 補助対象組合等の義務

本事業を実施される組合においては、以下の事項を遵守していただきます。

- ・本事業を実施される組合においては、令和9年4月15日までに、本事業の実施の結果に基づく成果の状況について調査し、本会に報告する必要があります。

なお、対象期間は、4月～3月までの1年間であり、組合の会計年度ではありません。

8. 申込・受付期間

令和7年6月19日（木）～令和7年7月4日（金）まで受付。

申込を希望される組合は、応募書類を送付致しますので、下記までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

《問い合わせ先》

奈良県中小企業団体中央会 業務課、または組合担当指導員

電話 0742-41-3200 FAX 0742-41-0125